

# 大分県地域防災計画の修正(案)の概要

# 直近5年間の地域防災計画の修正の概要

変更年月日	修正の背景等	主な修正内容
H26.6.9	○災害対策基本法の改正(H25.6)(南海トラフ地震対策特別措置法の施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域津波避難行動の策定の推進</li> <li>・地震・津波アクションプラン(26.3策定)に基づく防災・減災対策の推進</li> <li>・大規模災害時の迅速な応急対策(広域防災拠点構想、支援ヘリコプターの効率的・安全な運航、複合災害時における災害対策)</li> </ul>
H28.1.6	○災害対策基本法の改正(H26.11)(道路管理者による放置車両等の移動) ○県の防災・減災対策の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の防災・減災対策に係る各種計画等の策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢広域防災拠点基本計画(必要となる設備等の計画的整備)</li> <li>➢ヘリ安全運航確保計画(関係機関への情報提供及び安全運航の協力依頼)</li> <li>➢広域火葬計画(県内市町村、近隣県等での受入れ可能地を選定及び協力依頼)</li> <li>➢原子力災害対策実施要領の改定(市町村と連絡した立地県からの避難者受入)</li> </ul> </li> </ul>
H28.7.21	○県防災局の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災局の新設等の組織改正に伴い、大分県災害対策本部規程の一部改正               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢総合調整室庶務班を廃止し、防災局長の下に「総務班」を設置</li> <li>➢広報班の名称を変更し、「広報・情報発信班」に改名</li> </ul> </li> </ul>
H29.6.9	○熊本地震の検証結果の反映 ○防災基本計画等の修正(平成27年7月以降) ○県の防災関連施策等の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した外国人のための「大分県災害時多言語情報センター」の設置</li> <li>・避難行動要支援者名簿の事前提供や個別計画作成の取組推進</li> <li>・九州各県や市町村が保有する施設の相互利用及び県内外の民間倉庫等の利用検討</li> <li>・「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更</li> <li>・活動火山対策特別措置法の改正に伴う情報収集・伝達方法の整備や市町村における避難場所、避難所、避難経路の指定、整備等</li> <li>・大分県長期道路整備計画、大分県災害廃棄物処理計画の策定</li> </ul>
H30.6.11	○九州北部豪雨災害、台風第18号災害等を踏まえた防災・減災対策の強化 ○県防災関連施策等を踏まえた見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織など自助・共助の取組の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢自主防災組織等による避難訓練の実施の支援</li> </ul> </li> <li>・孤立した集落への通信手段の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢県及び市町村等が保有する衛星電話の活用</li> </ul> </li> <li>・流木などの災害廃棄物の迅速な処理               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」の締結(29.11)</li> </ul> </li> <li>・受援力強化のため災害対策本部に「受援・市町村支援室」の新設</li> </ul>

# 令和元年度地域防災計画修正案の概要

## (1)「避難勧告等に関するガイドライン」の改定の反映

- [国の認識]避難勧告や避難指示(緊急)等の危険度の高さ(順番)の認知が低い
- 住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分け、情報と行動の対応を明確化
- 国・県は防災気象情報の発表時に、市町村は避難勧告等の発令時に、対応する警戒レベルを明確にして住民に伝達

レベル3:高齢者等避難		レベル4:全員避難		防災気象情報 指定河川洪水予報 土砂災害警戒情報 警報 危険度分布等
警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報	
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)		
警戒レベル4	<b>避難</b>	・避難勧告 ・避難指示(緊急)		
警戒レベル3	<b>高齢者等は避難</b> 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始		
警戒レベル2	避難行動の確認	注意報		
警戒レベル1	心構えを高める	警報級の可能性		

## (2) 中津市耶馬溪の斜面崩壊や平成30年7月豪雨等を踏まえた防災・減災対策の強化

- 局所的で甚大な被害により、消防、県警、自衛隊、建設業協会など関係機関が参集した場合の現地調整の支援
- 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」の対策を計画的に実施



## (3)「県地震被害想定調査」見直しの反映

- 中央構造線断層帯を震源とする地震や南海トラフ巨大地震など、県内で想定される被害想定の見直しを反映

## (4)「鶴見岳・伽藍岳、九重山火山避難計画」策定の反映

- 噴火警戒レベルが引き上げられた場合の防災対応(体制等)の明確化

# 主な修正項目

## (1)「避難勧告等に関するガイドライン」の改定の反映

住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分け、情報と行動の対応を明確化

【修正案】風水害等対策編 第3部第3章第4節 避難の勧告・指示及び誘導(修正)

- ・ 避難勧告等を発する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号により、住民に周知する。

## (2)中津市耶馬溪の斜面崩壊や平成30年7月豪雨等を踏まえた防災・減災対策の推進

局所的で甚大な被害が発生した場合の現地支援

【修正案】風水害等対策編 第3部第2章第7節 市町村への支援 (修正)

- ・ 特に、局所的で甚大な被害が発生した地域があるときは、総務班は当該災害地に現地災害対策本部を設置又は市町村が設置した現地災害対策本部に県職員(課長級)を派遣して、市町村が実施する応急対策に必要な支援を行うこととする。

「防災重点ため池」の対策

【修正案】風水害等対策編 第2部第2章第1節 被害の未然防止事業 (修正)

- ・ 特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的に実施する。また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

### (3)「県地震被害想定調査」見直しの反映

県内の主要な活断層帯について、想定される県地震被害想定の見直し

#### 【修正案】地震・津波対策編 第1部第4章 第1節地震・津波想定(修正)

##### (1) 想定する地震・津波(震源)

- ① 南海トラフ
- ② 中央構造線断層帯
- ③ 周防灘断層群(主部)
- ④ 日出生断層帯
- ⑤ 万年山-崩平山断層帯
- ⑥ プレート内

(参考) 平成30年度大分県地震被害想定調査結果  
人的被害(最大)

(単位:人)

想定する地震・津波(震源)	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
①南海トラフ	20,077	6	1,751	3,677
②中央構造線断層帯	30,627	287	3,620	11,322
③周防灘断層群(主部)	924	0	215	422
④日出生断層帯	833	115	497	2,129
⑤万年山-崩平山断層帯	20	0	1	27
⑥プレート内	17	6	47	165

### (4)「鶴見岳・伽藍岳、九重山火山避難計画」策定の反映

噴火警戒レベルが引き上げられた場合の防災対応

#### 【修正案】風水害等対策編第3部第2章第1節組織 (災害対策連絡室)

- ・福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る**火山の状況に関する解説情報(臨時)又は火口周辺警報(噴火警戒レベル2又は3)**を発表したとき

(災害警戒本部)

- ・福岡管区気象台が九重山に係る**噴火警報(噴火警戒レベル4)**を発表したとき

(災害対策本部)

- ・福岡管区気象台が九重山に係る**噴火警報(噴火警戒レベル5)**を発表したとき

噴火警戒レベル	トリガー	大分県	竹田市	由布市	九重町
レベル1 (活火山であることに留意)	臨時の解説情報が発表された場合	災害対策連絡室	災害対策連絡室	災害警戒準備室	第一次体制 (連絡室体制)
レベル2 (火口周辺規制)	噴火警戒レベル2が発表された場合	災害対策連絡室	災害対策連絡室	災害対策警戒本部	第一次体制 (連絡室体制)
レベル3 (入山規制)	噴火警戒レベル3が発表された場合	災害対策連絡室	災害警戒本部	災害対策警戒本部	第二次体制 (警戒体制)
レベル4 (避難準備)	噴火警戒レベル4が発表された場合	災害警戒本部	災害警戒本部	災害対策本部	第二次体制 (警戒体制)
レベル5 (避難)	噴火警戒レベル5が発表された場合	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	第三次体制 (救助体制) または 第四次体制 (非常体制)